

注記 全体財務書類

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年～50年

工作物 7年～60年

物品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

なお、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

なお、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、6ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、当市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 採用した消費税等の会計処理

公営企業事業会計は税抜方式、その他の会計は税込方式による会計処理を行っています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに物件費又は修繕維持費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

(2) 表示方法の変更

重要な表示方法の変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更

重要な資金の範囲の変更はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

主要な業務の改廃はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

組織・機構の大幅な変更はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

地方財政制度の大幅な改正はありません。

(4) 重大な災害等の発生

重要な災害等の発生はありません。

(5) その他重要な後発事象

その他重要な後発事象はありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

重要な保証債務及び損失補償債務負担はありません。

- (2) 係争中の訴訟等
重要な係争中の訴訟はありません。

- (3) その他主要な偶発債務
その他主要な偶発債務はありません。

5. 追加情報

- (1) 対象団体（会計）の一覧、連結の方法及び対象と判断した理由

- ① 全部財務書類の対象範囲は次のとおりです。
- | | |
|--------|---------------|
| 特別会計 | 国民健康保険事業特別会計 |
| | 介護保険事業特別会計 |
| | 後期高齢者医療事業特別会計 |
| 公営企業会計 | 水道事業会計 |
| | 下水道事業会計 |

- ② 特別会計、地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

- (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

- (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共資産

イ 内訳

令和5年度以降において、売却予定とされている重要な公共資産はありません。